

軽自動車税の申告手続きに必要なもの

◎ 原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車の場合

申告事由	申告に必要なもの				
	ナンバープレート	所有者印※	警察受理番号 警察届出日	販売・譲渡証明	車台番号
登録		○		○	○
廃車	○	○			
転出	○	○			
盗難		○	○		
紛失		○			

※ 所有者と使用者が異なる場合は、各々の印鑑が必要です。

※ 名義変更の場合、旧所有者の廃車手続きを行い 新所有者の名義で登録を行います。

※ 自賠償保険には必ず加入してください。

※ 「譲渡証明書」は、「譲渡年月日、譲受人と譲渡人の住所・氏名、譲渡人の押印、車台番号〇〇〇〇番の車両を譲渡する」旨が書いてあれば便箋等にも書いたものでも結構です。また、軽自動車税申告書兼標識交付申請書にも証明書欄がありますのでそこに記載(押印)があれば「譲渡証明書」は不要です。

※ 抹消の場合は、抹消車両に未納がないこと

★ 申告場所及び問い合わせ先
徳之島町役場 税務課 及び 花徳支所
TEL 0997-82-1111
0997-84-0048 (花徳支所)

◎ 125ccを超える二輪車及び軽自動車三輪・四輪の場合

徳之島自動車整備組合
徳之島町亀津3160-4
0997-82-0732